

# 「(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

## 第2回 作業部会の概要

日 時 平成22年1月21日(木) 午後6時38分～9時54分

場 所 庁舎 会議室402

出席委員 内山、神田、金子、五十嵐、広辺、日下

事務局 折原、鈴木、岩楯、神田

内 容

- 1 事務局が示した「作業部会の記録シート」を基に議論を行う前に、作業部会の設置目的と行う内容を再確認した。

### (1) 作業部会の設置目的

つくる会としての「条例の素案」を効率的に作成するために、3グループで出た意見を集約し、つくる会全体で議論するための「案」を作成することを目的とする。

### (2) 作業部会で行う内容(現時点での役割)

ア 各グループが作成した「条例の素案に盛り込みたい項目と考え方(理由)シート」から作業部会の担当者がまとめた「たたき台」を基に、それぞれのグループの内容、考え方などが反映されているか(表現されているか等)について、共通認識を持ちながら議論する。

イ 作業部会の「案」として「内容」、「趣旨」、「考え方」を文章化(分かりやすく書くので、箇条書きの場合もある)し、「作業部会の記録シート」を作成(記録)する。

ウ 作業部会による「案」として、完成した「作業部会の記録シート」を次回の全体会議で報告する。

作業部会が文章化するには、「条例の素案に盛り込みたい項目と考え方(理由)シート」が作成されていないと作業が難しいため、次回の全体会議では、ワークショップでの議論を全て記録してもらうことを再度確認することとする。

- 2 条例の素案の大項目「総論」の中項目「理念」をどのように表現するか(文章化)、及びその趣旨と考え方について議論した。

なお、予定していた「総論」の中項目「目的」については、時間の都合上、議論できなかったため、第3回の作業部会で話し合うこととする。

- 3 次回の作業部会の日程は、第10回全体会議終了後に決める。



第 回 作業部会の記録シート(H . . )

大項目 中項目

1 内容 ※文章化してください。

2 趣旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

※このシートを提出してください。

# 「つくる会」が作成する 「条例の素案」のイメージ

※町長へ提出する、「つくる会」としての最終の形のイメージ

## 第〇章 市民

### 第〇節 市民の責務

- ① 市民は、法令等に規定された義務を遵守しなければなりません。
- ② 市民は、行政に強い関心を持ち続けるように務めなければなりません。
- ③ 市民は、まちづくりに参加する際、公共性の視点を持って行動しなければなりません。

### 趣旨

本条項は、……に向けて取り組む際の……を明らかにしたものです。

### 考え方

#### ①について

ここでいう「法令等」とは△△や◇◇を含みます。これは……することが……するためには重要だからです。

#### ②について

可能な範囲でまちづくりに参加してもらうために、行政だけではなく市民がお互いに参加を呼びかけあう必要があります。

#### ③について

参加する場合は、一部の人のためだけでなく、まちづくりという大きな視野を持ち行動する必要があります。

参 考

〇〇市自治基本条例検討市民委員会としての  
自治基本条例素案(中間取りまとめ案)から、  
「理念」、「目的」、「定義」のみを抜粋  
(※素案に掲載している順)

対応する 中項目	内 容
目 的	(目的) この条例は、〇〇市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。
定 義	(用語の定義) この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりです。 ① 市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 ② 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。 ③ 市 議会及び市長等をいいます。 ④ 参画 市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。 ⑤ 協働 市民と市が対等な関係で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することをいいます。
理 念	(基本理念) ① 個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を推進すること。 ② 地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。